

意匠制度の概要

1. 意匠法の概要

(1) 意匠法の目的

意匠法は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的としている（意匠法第1条）。意匠を保護することにより、物品の価値を向上させる形態を持った製品が市場に流通するようになれば、需要者の満足度は高まり、産業という側面を通じて国民生活を豊かにできると考えられている。

(2) 意匠制度枠組みの原則

(a) 権利主義

権利主義とは、意匠創作の所産はその創作者に属するものであり、この保護を国に求めることができるとする考え方であり、国家が特に創作者のために一つの恩恵としてこの権利を付与するものとする恩恵主義に対峙するものである。創作者は意匠創作によって、原始的に意匠登録を受ける権利を取得し、その意匠が法に規定する要件を充足するものである限り、意匠登録を受けることができるとする。

(b) 登録主義

意匠権は設定の登録により発生する（意匠法第20条第1項）。設定の登録後に実体的な保護が開始される。設定の登録までは、意匠登録を受ける権利は存在するものの、他人の実施を止めることはできない。意匠登録の要件について実体審査を行わないが、行政庁への寄託等に基づき登録を行い権利発生させる場合もこの登録主義に含まれる。

(c) 審査主義

審査主義は、意匠登録の要件を充足しているかについて、行政庁によって調査及び判断をし、要件が充足されていることを確認した後に登録を行い、権利を発生させる構成をとるものである。この審査主義に対峙する仕組みが無審査主義であり、行政庁に意匠を寄託することにより形式的な独占権が発生し、実質的な権利の有効性の判断確認は、紛争が生じたときに、当事者の権利主張に基づき司法において争われるものとする。

(d) 先願主義

意匠権は、模倣ではなくとも他人の実施を排除することができるとともに、自己の実施も保障される独占権である。従って、同一の対象に対する権利は一つでなければならず、権利の内容として同一のものとなる同一又は類似す

る意匠について複数の出願があったときには、いずれか一方にしか権利を認めないものとしている。この同一内容の複数出願を調整するための基本的な考え方として、最先の出願人にもみ権利を認める先願主義が採用されている。

2. 意匠法の具体的な制度

(1) 保護対象

意匠法において、意匠とは、「物品（物品の部分を含む。第8条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義されている（意匠法第2条第1項）。物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産であると解釈されている¹。形状とは、物が空間を仕切る、あるいは区画する構成をいい、色彩とは、いろ、彩りをいう²。視覚を通じてとは、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合の全体が肉眼によって認識することができることを必要とする。美感を起こさせるものとは、美術品のように高尚な美を要求するものではない。音、香り、味覚、触覚等も美感を起こさせ得るものであるが、意匠法においては視覚を通じて得られる美感のみに限定される。

このように観念される意匠は、意匠登録を受けようとする意匠として、意匠登録出願の願書及び願書に添付した図面等に記載（意匠法第6条）され、審査を経て設定の登録がなされた後は、当該願書及び願書に添付した図面等の記載が登録意匠の範囲を示すものとなる（意匠法第24条）。

意匠権の客体である意匠は、取引の対象として市場で流通している物品と一体不可分に固定性及び反復性を有する形態要素として特定され、登録意匠の明確性と安定性を図ろうとしていると言える。

(2) 登録要件

意匠登録の要件の主なものとしては、1) 工業上利用できること（意匠法第3条第1項）2) 新規性があること（意匠法第3条第1項第1号から3号）3) 容易に創作できた意匠でないこと（意匠法第3条第2項）4) 公序良俗に反する意匠などではないこと（意匠法第5条）5) 最先に出願された意匠であること（意匠法第9条）等が挙げられる。主な拒絶理由の根拠となるのが新規性なしという判断であり、意匠登録出願に係る意匠が、公知となった意匠、すなわち、公然知られた意匠、刊行物に記載された意匠、インターネット上に掲示された意匠に同一又は類似する場合は意匠登録を受けられないものとされている。これは、ある特定の意匠が既知となったとき、

¹ 『意匠審査基準』2頁

² 竹田稔 『知的財産権侵害要論〔特許・意匠・商標編 第3版〕』（発明協会、2000年）386頁

その意匠と若干の差異があっても創作価値として等価の意匠は社会に対して新しい創作の成果を提供していないので、新たな意匠権を設定して保護する必要性はないとする考え方に基づく。この新規性の有無の判断において最も重要であるのが、出願に係る意匠と公知となった意匠が類似しているか否かの類否判断である。最高裁の判例では、意匠法第3条第1項第3号は、一般需要者から見た美感の類否を判断するものであるとし、他方、意匠法第3条第2項は、社会的に知られたモチーフを基準として、当業者の立場から見た意匠の着想の新しさないし独創性を判断するものとの判断が示されている³。また、裁判例においては、1) 両意匠の差異点及び共通点の評価に基づき看者の注意を引く部分の美感の差異を判断基準とするものが主流であり、2) 物品の混同を判断基準とするもの、あるいは、3) 同一又は類似の物品に係る公知意匠からの創作の容易性を判断基準とするものが極僅かであるが見受けられる。

(3) 意匠権の効力範囲

意匠権の効力範囲については、「意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する」(意匠法第23条)と規定されている。登録意匠は、願書及び願書に添付した図面等の記載に基づき、物品に即した具体的な形態として特定される。このようにして特定された意匠から視覚を通じて看取される美感を共通にする一定の幅を類似として、法令上明示的に保護の範囲に含めている。

意匠権の効力範囲の確定、すなわち、侵害の有無の判断においても最も重要であるのが、登録意匠と侵害であるとされている意匠が類似しているか否かを判断することである。この侵害の有無に関する類否判断についても、意匠登録の要件を判断する場合の類否判断と同様に、看者の注意をひく部分の美感の差異を判断基準とするものが主流である。更に、侵害訴訟の場合は、具体的な事件の事情や争点が考慮され、看者についても、取引者・需要者等のように更に具体的に言及され、看者の最も注意をひきやすい部分の特定についても、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらに公知意匠にはない新規な創作部分の存否などが参酌されて意匠の要部として把握される場合が多い。

³ 最判昭49年3月19日民事判例集28巻2号308頁、最判昭50年2月28日取消集(昭和50年度)521頁

(4) 意匠権侵害に対する民事的救済

(a) 差止請求権

大正 10 年意匠法においては差止請求権についての規定は存在せず、意匠権は物権的な権利であるということから、判例、学説上、差止請求権が認められていた。現行法はその解釈を条文化し、さらに侵害の行為を組成した物品の廃棄、侵害行為に供した設備の除去その他の侵害行為の予防に必要な行為を請求できる旨を明らかにした。これらは、厳密には差止請求ではなく、作為の請求であるが、これだけを独立して請求することができず、差止請求に付带的に請求すべきものとされている。意匠法は権利付与法として立法されており、その権利の効果の一つとして、差止請求権が認められている。これは、物権的な請求権と解されており、故意・過失といった主観的要件を必要とせず、権利侵害行為があればそれだけで請求できる。ただし、意匠権の場合は、意匠登録出願時の意匠登録出願人の請求により登録後一定期間意匠公報が発行されない秘密意匠制度が存在するが、この秘密意匠に係る意匠権の侵害については、意匠公報と同様の内容を記載した書面であって特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、差止を請求することができない（意匠法第 37 条第 3 項）。

差止請求ができるのは、現実に侵害が生じている場合と侵害するおそれのある場合である。侵害のおそれがある場合とは、客観的に明らかであり、かつ侵害の蓋然性が高い場合を指す。差止請求権者は、意匠権者と専用実施権者であり、通常実施権者には請求権はないと解されている。専用実施権を設定した後は、その限りにおいて意匠権者の実施は制限されるが、差止請求権の行使は妨げられない。

(b) 損害賠償請求権

故意又は過失による意匠権又は専用実施権の侵害は、民法上の不法行為に該当するので、意匠権者又は専用実施権者は、侵害により生じた損害の賠償を請求することができる。損害賠償を請求するためには、1) 故意・過失、2) 意匠権の侵害、3) 損害の発生、4) 侵害行為と損害発生との間の相当因果関係を証明しなければならない。しかし、これらの要件の立証は困難な場合が多いことから、意匠法は意匠権者又は専用実施権者の立証負担を軽減するために、次のような措置を講じている。

(ア) 過失の推定

意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定される。意匠権の内容は、審査を経たものが意匠公報に掲載されており、これを実施しようとする者は業として行おうとす

る者であることから、他人の意匠権を侵害することにならないのか事前調査を当然しておくべきと考える。従って、侵害行為が証明されれば、過失が推定され、侵害者が損害賠償を免れるには無過失を立証しなければならない。しかし、秘密意匠に係る意匠権の侵害について、侵害者に過失があったものとは推定されない。よって、この場合は、意匠権者が侵害者の故意又は過失を立証する必要がある（意匠法第 40 条）。

(イ)逸失利益の立証の容易化

侵害者の営業努力や代替品の存在等の事情が存在し、侵害品の譲渡数量すべてを意匠権者又は専用実施権者が販売し得たと言えない場合でも、規定された算定ルールによって、それらの事情を考慮した妥当な逸失利益の賠償が可能である。すなわち、侵害品の譲渡数量に、意匠権者又は専用実施権者の製品の単位数量当たりの利益額を乗じた額を、実施能力に応じた額の限度において、損害額とすることができる。ただし、実際の侵害事件では、侵害者の営業努力その他の要因により、侵害者の譲渡数量が意匠権者又は専用実施権者が喪失した販売数量とはできない事情がある場合は、侵害者がその旨を立証することにより、その事情に応じた額を控除するものとする（意匠法第 39 条第 1 項）。

(ウ)損害額の推定

侵害者がその侵害行為により利益を受けているときは、その利益の額は、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定される。その利益の額が立証されれば、侵害者が意匠権者又は専用実施権者の損害の額を立証しない限り、その利益の額が損害の額と認定される（意匠法第 39 条第 2 項）。

(I)損害額の擬制

意匠権者又は専用実施権者は、登録意匠又はこれに類似する意匠の実施に対し通常受け取るべき金額の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額として請求しうる（意匠法第 39 条第 3 項）。

(オ)具体的態様の明示義務

意匠権者又は専用実施権の侵害訴訟において、意匠権者が主張する相手方の行為の具体的態様を否認するときは、相手方は自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない（意匠法第 41 条で準用する特許法第 104 条の 2）。

(カ)書類の提出等

侵害行為による侵害の計算をするため、提出を拒むことについて正当な理由がある場合を除いて、裁判所は必要な書類の提出及び検証物の提示を命じることができる。また、書類の提出及び検証物の提示を拒む正

当な理由があるか否かの判断について、裁判所によるインカメラ手続により行うことができる（意匠法第 41 条で準用する特許法第 105 条）。

(キ) 損害計算のための鑑定

損害の計算に必要な事項に関して経理・会計の専門家に対し、裁判所が鑑定を命じた場合には、訴訟当事者は、当該鑑定人に対して鑑定に必要な事項について説明する義務を負う（意匠法第 41 条で準用する特許法第 105 条の 2）。

(ク) 相当な損害額の認定

侵害訴訟において、損害が発生したことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、証明度を軽減し、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定できる（意匠法第 41 条で準用する特許法第 105 条の 3）。

(c) 不当利得返還請求

民法では利得者が法律上の原因なくして得た利益は損失者に返還すべき旨を定めている。意匠権者は、1)他人が自己の意匠権を法律上の原因なく実施し、2)他人が登録意匠及びこれに類似する意匠の実施によって利益を得、3)他人が利益を得ることによって意匠権者が損失を被っていることを前提に、不当利得返還請求の要求と、不法行為による損害賠償請求の要件を共に満たす場合があるが、両権利は、その目的・要件・効果を異にし、請求権競合の関係にあるとされている。よって、それぞれの請求の要件を満たすときは、意匠権者は、その任意の選択に従って意匠権を行使することができる。

(d) 信用回復措置の請求

意匠権者の侵害により意匠権者の業務上の信用が害されたときは、侵害者に対して裁判所は損害賠償に代え又は損害賠償とともに、業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる（意匠法第 41 条で準用する特許法第 106 条）。

(5) 部分意匠制度

部分意匠制度とは、他者を模倣する際に、独創的で特徴ある部分を取り入れつつ意匠全体での侵害を避ける巧みな模倣が増加していることに鑑み、平成 10 年意匠法改正によって導入された制度である。意匠を構成する物品の概念にその部分が含まれることを意匠の定義に明文化し、物品の部分に係る

形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について、その部分を意匠として保護することとした。

実際の運用においては、意匠の類否判断において意匠の要部となり得るような真に独創的な部分について部分意匠として意匠登録出願される場合と、既存の公知意匠から逃れるためにそれを部分的に改変した箇所のみを部分意匠として意匠登録出願される場合とが混在している。審査においては、当該部分の、破線で表された全体意匠における位置、大きさ、範囲を考慮することとされている（意匠法第2条）⁴

(6) 関連意匠制度

関連意匠制度とは、デザイン開発の過程で、一つのデザイン・コンセプトから創作された多数のバリエーションの意匠については、それらの意匠が相互に類似し同日に同一出願人から意匠登録出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして保護し、各々の登録意匠について権利行使することを可能とした制度である（意匠法第10条）。

意匠登録出願に係る意匠の中から選択した一の意匠を本意匠とし、それに類似する意匠を関連意匠とする。関連意匠は本意匠と類似する意匠であることから、本意匠と関連意匠の意匠権については権利の重複部分が生じる。よって、関連意匠の意匠権の設定の登録が遅れた場合でも、権利の重複部分に関して権利の実質的な延長が生じないように、関連意匠の意匠権は、本意匠の意匠権の存続期間の満了に伴い消滅するものとする（意匠法第22条）。ただし、本意匠の意匠権が、存続期間の満了以外の理由、1）意匠権の放棄、2）登録料の不納付、3）無効審決の確定を理由で消滅した場合については、本意匠と関連意匠の整理が便宜的なものであり、各々の意匠が同等の創作的価値を有することを踏まえ、関連意匠の意匠権は存続するものとする（意匠法第21条第2項）。

本意匠及び関連意匠の意匠権について、それらの一部が移転された場合、或いはそれが別々の者に移転された場合、権利の重複部分について、二以上の者に独占的排他権、物権的請求権が成立することとなり、同一意匠権者のもとに成立する権利であるとの観点から権利重複部分の調整を行う関連意匠制度の制度趣旨に反するものとなる。よって、本意匠及びその関連意匠の意匠権について移転可能であるのは一括で移転する場合であり、それらを分離して移転することができないものとする（意匠法第22条第1項）。

⁴ 「意匠審査基準」81頁 「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中で位置、大きさ、範囲と、公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

専用実施権は、設定契約で定めた範囲において意匠権と同様の効力を有するものであるので、本意匠及びその関連意匠の意匠権についての専用実施権に関しても、同一の者に対して同時に設定し、その同時に設定された状態を維持すべきものとする（意匠法第 27 条第 1 項）。

関連意匠と本意匠とは同等の価値を有するものとして保護することから、関連意匠の意匠登録出願の手数料及び関連意匠の登録料は、通常の意匠登録出願及び意匠登録と同様とする（意匠法第 42 条）。

(7) 権利侵害に対する刑事上の措置

(a) 罰則

(ア) 侵害の罪

意匠権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処せられる（意匠法第 69 条）。

(イ) 詐欺の行為の罪

詐欺の行為により意匠登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられる（意匠法第 70 条）。

(ウ) 虚偽表示の罪

登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る物品以外の物品又はその物品の包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品であって、その物品又はその物品の包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものを譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために展示する行為、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸渡すため、広告にその物品が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい行為をした場合は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される（意匠法第 71 条）。

(エ) 偽証等の罪

宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処される（意匠法第 72 条）。

(オ) 秘密を漏らした罪

特許庁の職員又はその職にあった者がその職務に関して知得した意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処される（意匠法第 73 条）。

(カ)両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、侵害の罪、詐欺の行為の罪、虚偽表示の罪に係る行為をしたときは、行為者を罰するだけでなく、その法人に対して、侵害の罪については一億円以下の罰金、詐欺の行為の罪又は虚偽表示の罪については三千万円以下の罰金刑が科せられる（意匠法第74条）。

(b) 過料

証拠調又は証拠保全に関し、尋問を行われる当事者として宣誓をした場合、特許庁又は嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処される。

特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼び出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処される。

証拠調又は証拠保全に関し、特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかったときは、十万円以下の過料に処される（意匠法第75条、第76条、第77条）。

(8) 審判制度

(a) 拒絶査定不服審判

拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、定められた期間内に審判を請求することができる。すなわち、この審判は、査定に不服のある出願人が請求する審判である。ここにおける審判は、当該査定の当否について判断するだけでなく、さらにすすんで当該出願に係る意匠が登録要件を具えるかどうかについて審理する（意匠法第46条）。

(b) 意匠登録無効審判

意匠権の設定の登録がなされた意匠登録について、その意匠登録を無効にすることについて請求することができる。原則として何人も無効審判を請求することができるが、権利帰属にかかわる無効理由、すなわち冒認出願（意匠法第48条第1項第3号）、共同出願要件違反の出願（意匠法第15条第1項において準用する特許法第38条）については、利害関係人のみ請求人適格が認められる。無効審判の請求時期については特に制限がなく、いつでも請求することができる。無効審判の審理構造は、従来の無効審判と同様、審

判請求人と特許権者との間の当事者対立構造としつつ、職権探知も可能とする（意匠法第 48 条）。

(c) 補正の却下の決定に対する審判

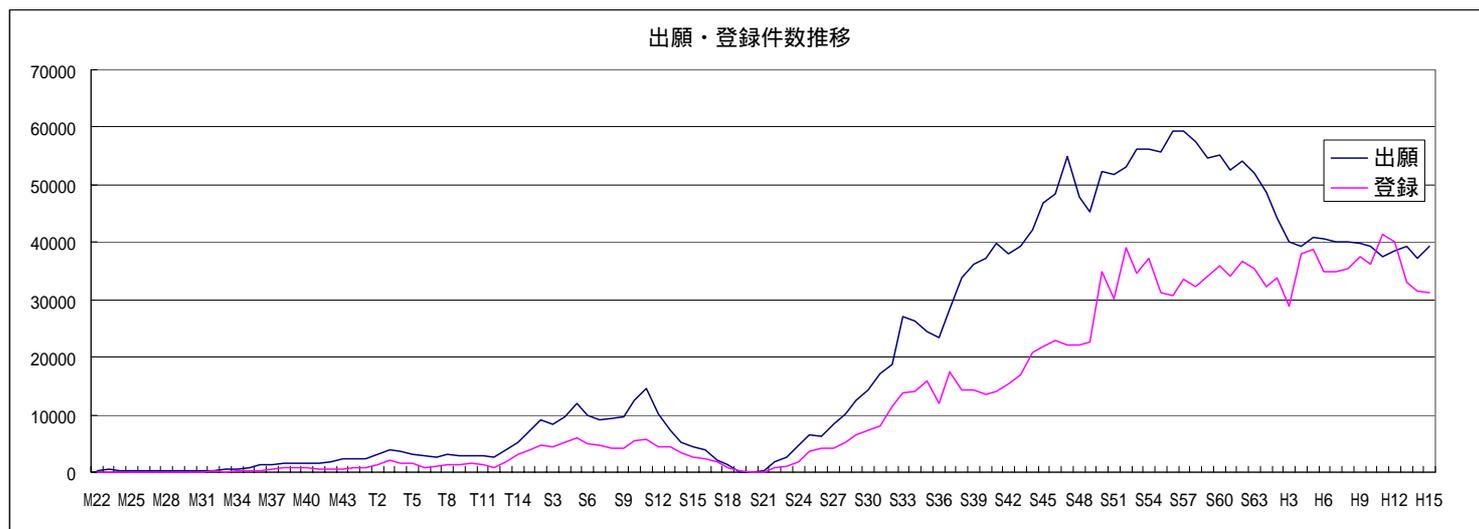
願書の記載又は図面等についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるとき審査官は決定をもってその補正を却下するが、この決定に不服があるときは、一定の期間内に審判を請求することができる（意匠法第 47 条）。

(d) 再審

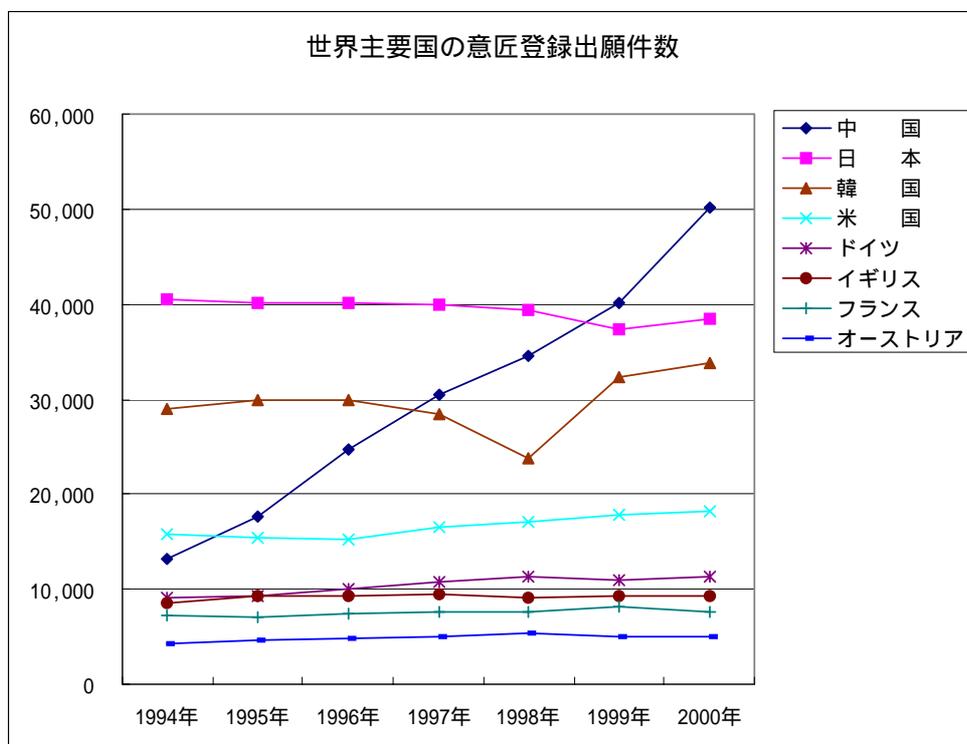
再審は、確定審決に対する不服申立ての制度である。確定した審決について再度争わせることは法的安定性にとって望ましいことではないが、審判手続に重大な瑕疵があったとき（意匠法第 53 条第 2 項で準用する民事訴訟法第 1 項第 1 号から第 4 号）審決の基礎となった審判資料に重大な瑕疵があったとき（意匠法第 53 条第 2 項で準用する民事訴訟法第 1 項第 5 号から第 10 号）には、当事者に再審の請求を認め（意匠法第 53 条第 1 項）また、審判の請求人および被請求人が共謀して第三者の権利または利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第三者が、その確定審決に対して再審を請求することができることとしたものである（意匠法第 54 条）。

3. 意匠登録出願に関する統計

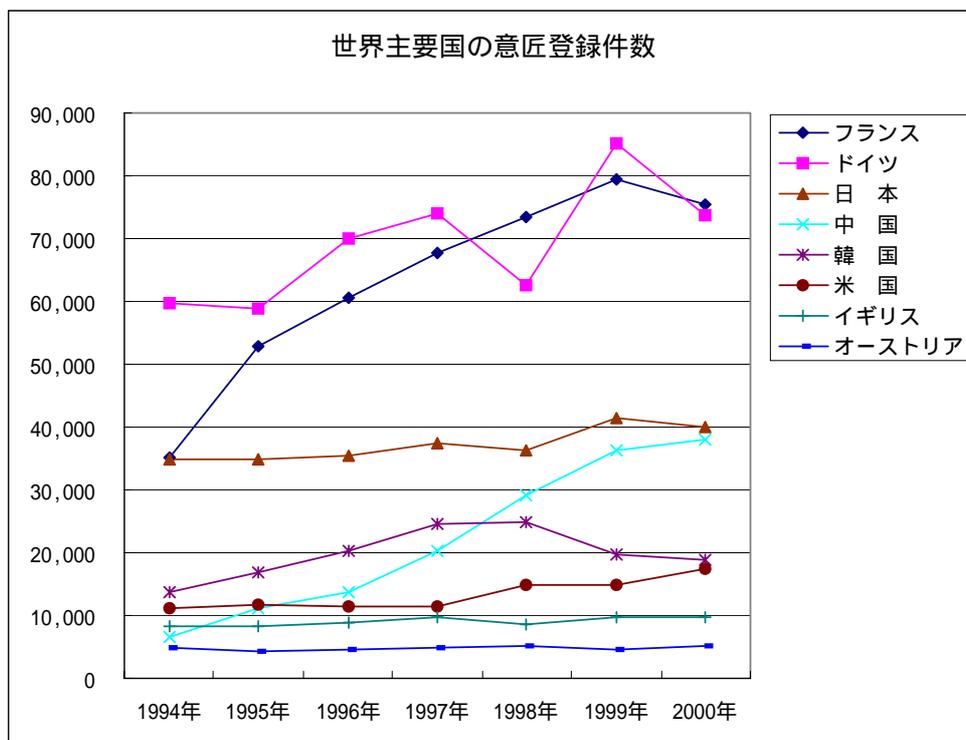
(1) 意匠登録出願件数の推移



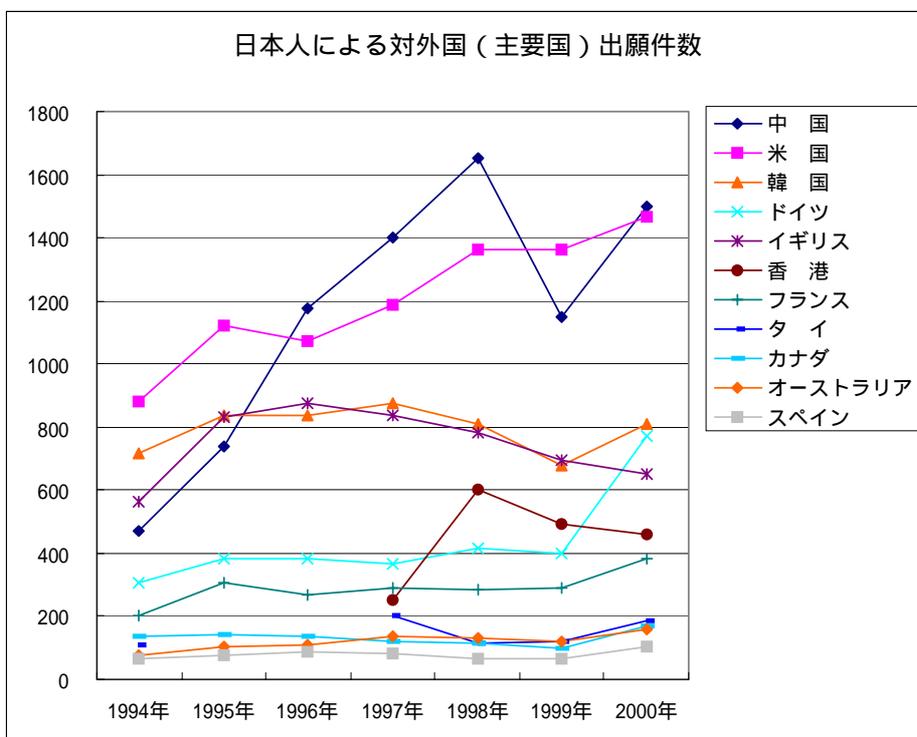
(2) 世界主要国の意匠登録出願件数



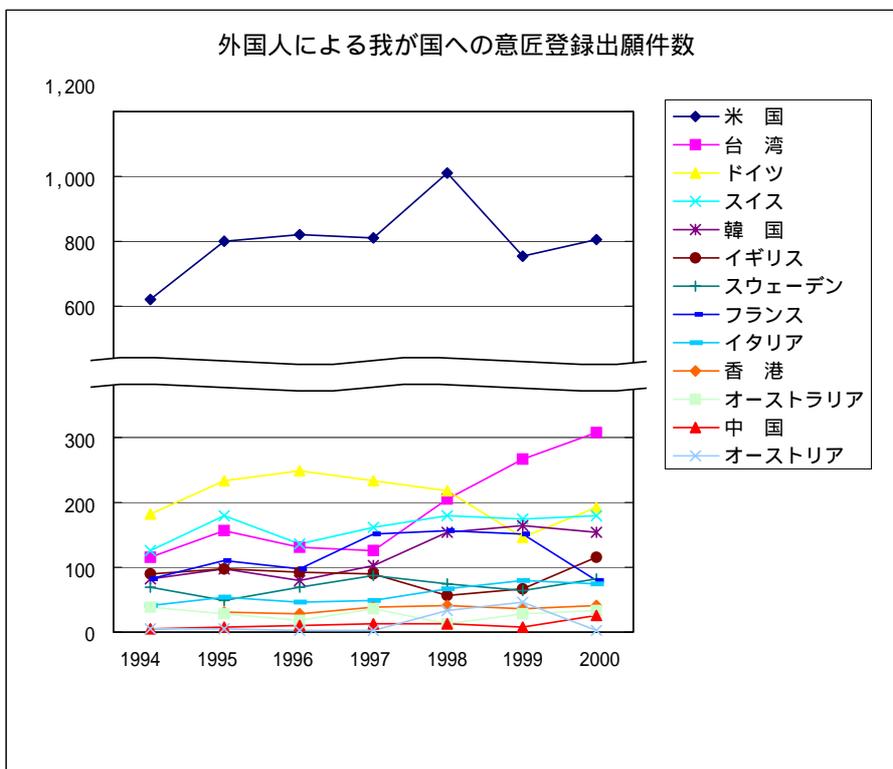
(3) 世界主要国の意匠登録件数



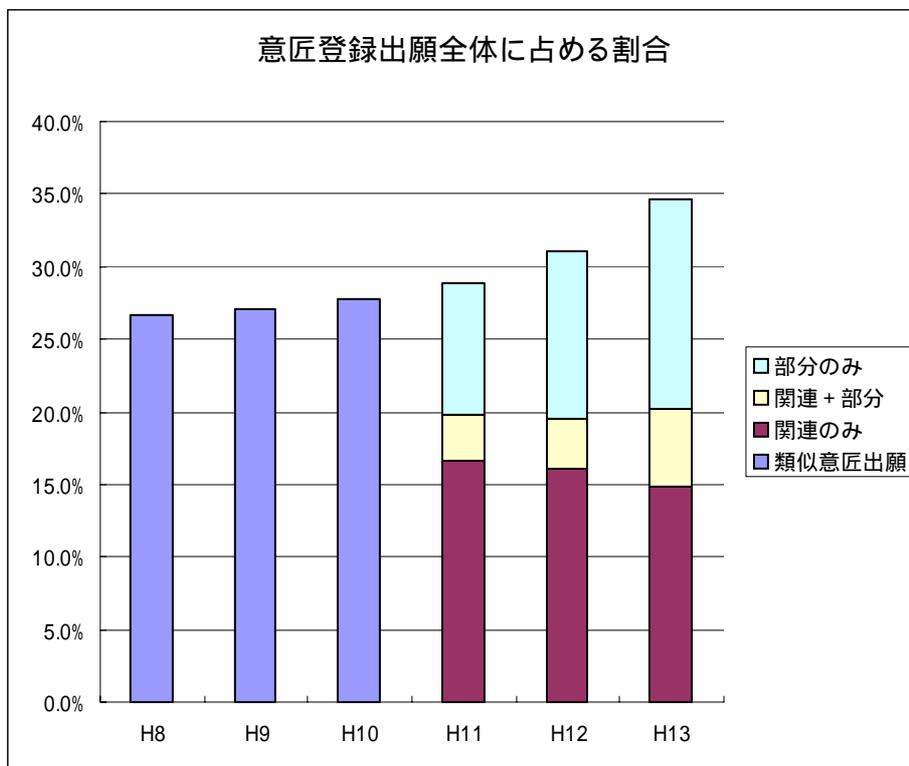
(4) 日本人による対外国主要国出願件数



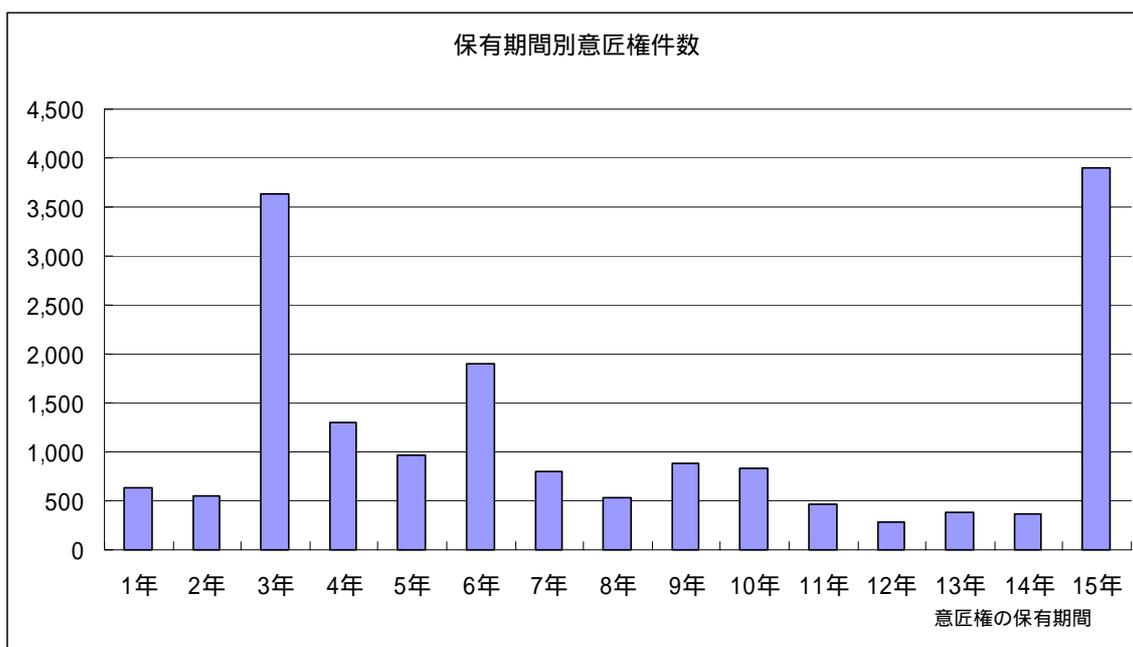
(5) 外国人による我が国への意匠登録出願件数



(6) 意匠登録出願全体に占める部分意匠、関連意匠の割合



(7) 意匠権保有期間別意匠権件数



平成 15 年に消滅した意匠権をもとに作成